

令和8年度 運転手に関する人材確保支援制度検討業務委託仕様書

(適用範囲)

- 1 本仕様書は、川崎市（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託する「令和8年度 運転手に関する人材確保支援制度検討業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。本業務は、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び本仕様書に基づいて実施するものとする。

(業務目的)

- 2 本業務は、運転手不足等の影響により、市内路線バスの便数が減少している状況を踏まえ、バス事業者が実施する提案型実証実験の業務マネジメントや実証実験の結果整理・評価等に関する企画提案を行い、本市が担うべき効果的な人材確保支援制度の構築に向けた検討を行うことを目的とする。

(業務内容)

- 3 本市内に営業所を有するバス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）を対象とした運転手に関する人材確保支援制度の構築に向けて、バス事業者等と十分連携しながら、以下の業務を実施するものとする。

なお、提案する企画内容については、「川崎市地域公共交通計画」の記載内容との整合を図るものとし、業務の詳細については、甲乙協議によるものとする。

(1) 実証実験の業務マネジメント

本市が担うべき人材確保支援制度の構築に向け、バス事業者が実施する提案型実証実験のサポート及び実証実験結果の検証・整理等、業務の効果的な進め方について企画提案を行うこと。

【本業務において連携する実証実験の概要】

項目	内容
参画事業者	市内に営業所を有するバス事業者 (予定) 小田急バス株式会社、川崎鶴見臨港バス株式会社 東急バス株式会社、川崎市交通局
実施期間	令和8年8月～令和9年2月頃
実施概要	各バス事業者が人材確保に有効と考えられる取組を各々提案し、本市の補助を活用して実施
備考	バス事業者の補助手続きは本市が担うため、本業務には含まれない

(2) 支援制度の検討

乙の強みや知見を活かした本市が担うべき人材確保支援制度の視点について、企画提案を行うこと。

なお、本業務において、実証実験結果の検証等を踏まえ、本市が担うべき効果的な人材確保支援制度のあり方について、「新規採用」と「離職防止」の観点から、取りまとめを行うものとする。

(3) 報告書作成

本委託業務の実施内容を報告書としてとりまとめるものとする。

また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、甲は乙に修正等適切な対応を求めることができるものとする。

(実施計画書)

- 4 乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打合せを行い、業務着手届、委託業務代理人・作業員届、業務実施計画書（業務概要、工程表、組織表、緊急時の体制及び対応、連絡先など）を提出し、甲に承認を得なければならない。また、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合、乙は、変更内容について甲と協議を行い、甲に承認を得なければならない。

(現場代理人及び主任技術者)

- 5 乙は、現場代理人並びに本業務の技術上の管理を統括する主任技術者を定め、川崎市長あてに届け出なければならない。

(契約期間)

- 6 契約締結日から令和9年3月15日までとする。

(各種法令等に関する手続き)

- 7 本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続は、乙が行うものとする。

(貸与資料)

- 8 甲は、本業務の実施にあたり、必要に応じて乙に関係資料を貸与するものとする。
乙は貸与された資料を、甲の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

(報告の義務)

- 9 本業務の遂行中、適宜、乙より進捗状況を報告するものとする。

(損害及び危害)

- 10 乙は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理すること。

(疑義)

- 11 本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに甲とその内容について協議するものとする。

(秘密の保持)

- 12 乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

(成果品の帰属)

- 13 本業務で得られた成果品は全て甲の所有とし、甲の許可なしに他の公表、貸与、使用してはならない。甲は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

(成果品)

- 14 成果品は、次のとおりとする。なお、成果品は電子データで納入することとし、PDF形式のほか、Microsoft Word形式などの編集可能なデータを併せて納入するものとする。

(1) 報告書

- ・本業務遂行時において作成した成果物（実施計画書等）
- ・業務に実施状況が分かる写真
- ・その他本市が必要と認めるもの

(その他)

- 15 やむを得ない理由により、業務の内容等に変更が生じる場合には、本業務の内容や契約金額等について甲と乙で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。